千葉市国際交流協会補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、地域に根ざした真の国際都市の実現に向け、総合的・計画的な国際化施策の展開を図るため、公益財団法人千葉市国際交流協会（以下「協会」という。）の運営及び協会が行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

　（補助事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業等（以下「補助事業等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　運営補助

（２）　多文化共生社会推進事業

　（経費及び補助率）

第３条　補助事業等の対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

　（交付の申請）

第４条　規則第３条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市国際交流協会補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）所要額内訳

（４）定款

（５）補助事業等の効果を記載した書類

（６）その他市長が必要と認める書類

　（交付の条件）

1. 規則第５条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合に　　は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（４）規則及びこの要綱を遵守すること。

　（決定の通知）

　第６条　規則第６条の規定による通知は、千葉市国際交流協会補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第７条　第５条第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市国際交流協会事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市国際交流協会事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第４号）により通知するものとする。

　（状況報告）

第８条　規則第１０条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助事業等の遂行の状況に関し、千葉市国際交流協会事業等遂行状況報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１２条の規定による実績報告をしようとするときは、千葉市国際交流協会事業等実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）収支決算書

（２）補助事業等の経過及び成果を証する書類

（３）決算額内訳書

（４）その他市長が必要と認める書類

　（補助金額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市国際交流協会補助金確定通知書（様式第７号）によるものとする。

　（交付の請求）

第１１条　規則第１６条第１項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市国際交流協会補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市国際交流協会補助金一括（分割）事前交付申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

　（決定の取消通知）

第１２条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市国際交流協会補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）によるものとする。

　（返還命令）

第１３条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市国際交流協会補助金返還命令書（様式第１１号）によるものとする。

　（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、千葉市国際交流協会補助金の交付に関し必要な事項は、総務局長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成６年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　補　助　事　業　等 | 　　対　　　象　　　経　　　費 | 補 助 率 |
| １　運営補助 | 1. 協会の運営に要する役職員に係る人件費
2. 協会の運営に要する事務局維持管理費、調査研修旅費、非常勤職員等賃金及び職員健康診断料

ただし、各号において委託事業費及びその他の事業費で支弁する職員にかかる経費は除く | 対象経費に充てるべきその他の収入額を控除した額の10分の10 |
| ２　多文化共生社会推進事業 | 　協会が行う青少年交流事業、外国人留学生交流員事業、国際交流・国際協力活動助成事業その他多文化共生社会を推進する事業に要する次に掲げる経費(1) 役職員に係る人件費(2) 事務局維持管理費、調査研修旅費、非常勤職員等賃金及び職員健康診断料(3) 会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料、手数料、諸謝金、助成金支出、委託費、交際費　ただし、外国人留学生交流員事業は助成金支出、国際交流・国際協力活動助成事業は助成金支出、会議費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸謝金のみとする。 | 総事業費からその他の収入額を控除した額の　10分の10 |

様式第１号

 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　年　　月 　日

千葉市国際交流協会補助金交付申請書

（あて先）千葉市長

住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　印

　　　　年度千葉市国際交流協会補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  補助事業等の目的及び内容 |  |
|  補　助　事　業　等　名 |  |
|  交付を受けようとする補助金 の額及びその算出の基礎 |  |
|  交付を受けたい時期及び金額 |  年 月 日 円 |
| 補助事業等の完了年月日 |  　　年　　月　　日 |
| 添 付 書 類 | １ 事業計画書 ２ 収支予算書 ３ 所要額内訳書　４　定款　５　補助事業等の効果を記載した書類 |

様式第２号

 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　千葉市指令　　第　 　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市国際交流協会補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった千葉市国際交流協会補助金について、下記のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補助金の交付決定額 |  円 |
|  補助金交付予定時期  |  年 月 日 |
|  補 助 事 業 等 名 |  |
|  交 付 条 件 | １　補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。２　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。３　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。４　規則及びこの要綱を遵守すること。 |

様式第３号

 　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　年　　月 　日

千葉市国際交流協会事業等変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

　年　　月　　日付け千葉市指令　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市国際交流協会事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉市国際交流協会補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業等の内容 |  変更前 |   |
|  変更後 |  |
|  変更（中止・廃止）の理由 |  |
|  変更（中止・廃止）予定年月日 |  年 月 日 |
|  添 付 書 類 |  １　経過及び内容を証する書類 |

様式第４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市国際交流協会事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

 　　　年　　月　　日付けで申請のあった千葉市国際交流協会補助金について次のとおり承認する（しない）こととしたので、千葉市国際交流協会補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補　助　事　業　等　名 |   |
|  変更前補助金交付決定額 |  円 |
| 変更後補助金交付決定額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　差　引　補　助　金　額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 　補助金交付予定時期 | 　　　　　　　年　　月　　日 |
| 　変更（中止・廃止）承認（不　承認）理由 |  |

様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市国際交流協会事業等遂行状況報告書

（あて先）千 葉 市 長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により補助金の交付決定のあった千葉市国際交流協会事業等について、千葉市補助金等交付規則第１０条の規定により次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　事　業　等　名 |   |
|  補 助 事 業 の 遂 行 状 況 |   |
|  補助事業等に要する経費　　の収支状況 | 　 |
|   |

様式第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市国際交流協会事業等実績報告書

（あて先）千 葉 市 長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により補助金の交付決定のあった千葉市国際交流協会事業等の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の着手年月日及び完了年月日　 |  　　年　　月　　日　　　　　　年　　月　　日 |
|  補 助 事 業 等 名 |  |
|  補助金の交付決定額 |  円 |
|  補助金の既交付額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　　　　　　　計　　　　　　　　　　円 |
|  補助事業等の経費精算額 |  |
|  添　　付　　書　　類 |  １　収支決算書 ２　補助事業等の経過及び成果を証する書類 3　決算額内訳書 |

様式第７号

 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　千葉市達　第　 　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市国際交流協会補助金額確定通知書

　　　　　　年度千葉市国際交流協会補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補助金の交付決定額 |  円 |
|  補 助 事 業 等 名 |   |
|  補助事業等の経費精算額 |  円 |
|  補 助 金 の 戻 入 額 |  　　　　　　　　　　　　　　 円 |
|  補 助 金 の 確 定 額  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市国際交流協会補助金交付請求書

（あて先）千　葉　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号千葉市国際交流協会補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
|  補 助 金 の 確 定 額 |  円 |
|  補 助 事 業 等 名 |  |
|  補助金の既交付額 |  年　　月　　日交付　　　　　　　円　　年　　月　　日交付　　　　　　　円　　　　　　　　計　　　　　　　　　円 |
|  交　付　請　求　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  添　　付　　書　　類 |  １　千葉市国際交流協会補助金額確定通知書の写し |

様式第９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市国際交流協会補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千　葉　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

団体名及び

代表者職氏名　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった千葉市国際交流協会補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により請求します。

|  |  |
| --- | --- |
|  補 助 金 の 交 付 決 定 額 |  円 |
|  補　助　事　業　等　名 |  |
|  補 助 金 の 既 交 付 額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　円　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　円　　　　　　　　　　計　　　　　　　　　円 |
|  今 回 の 交 付 請 求 額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  添　　付　　書　　類 |  １　千葉市国際交流協会補助金交付決定通知書の写し |

様式第１０号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市達　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市国際交流協会補助金交付決定取消通知書

　　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　　号により通知した千葉市国際交流協会補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知する。

　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  補　助　事　業　等　名 |  |
|  取　　　消　　　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  取消後の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  取　消　の　理　由 |  |

様式第１１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市達　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

千 葉 市 国 際 交 流 協 会 補 助 金 返 還 命 令 書

　　　　　　　　　　　　　　　　第１項

　千葉市補助金等交付規則第１８条　　　の規定により次のとおり返還を命ずる。

　　　　　　　　　　　　　　　　第２項

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  補 助 金 の 交 付 決 定 額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  補　助　事　業　等　名 |  |
|  補 助 金 の 既 交 付 額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　　　　　　　計　　　　　　　　　　円 |
|  補 助 金 の 交 付 確 定 額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  返　還　す　べ　き　金　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  返　　　還　　　期　　　限 | 　　　　　　年　　月　　日まで |
|  返 還 を 命 ず る 理 由 |  |
|  返　　　還　　　方　　　法 |  |